

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

**(議事録)**

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印をする。

第6章 資産及び会計

**(資産の区分)**

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 土地

茨城県高萩市大字若栗字井戸上 125番地1、122番地1、122番地3、125番地6  
リバティ若栗敷地 (5,072.68㎡)

茨城県高萩市大字高萩45番1、45番3 (2,315.64㎡)

(2) 建物

所在 茨城県高萩市大字若栗字井戸上 125番地1、122番地3、125番地6

構造 鉄骨造 スレート葺 平屋建

床面積 1,522.87㎡

所在 茨城県高萩市大字若栗字井戸上 122番地1

構造 軽量鉄骨造 2階建

床面積 132.48㎡

所在 茨城県高萩市大字高萩45番地1

構造 木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建

床面積 298.94㎡

所在 茨城県高萩市大字高萩45番地3

構造 木造かわらぶき2階建

床面積 223.58㎡

所在 茨城県高萩市大字高萩45番地3

構造 木造かわらぶき2階建

床面積 223.58㎡

- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

### (基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、高萩市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、高萩市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

### (資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

### (事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### (事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
  - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

#### (会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に開始、翌年3月31日をもって終了する。

#### (会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

#### (臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

### 第7章 解散

#### (解散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

#### (残余財産の帰属)

第37条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

### 第8章 定款の変更

#### (定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、高萩市長の認可（社会福祉法第45条の3第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を高萩市長に届け出なければならない。

## 第9章 公告の方法その他

### (公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人親交会のインターネット上のホームページに掲載するとともに、必要に応じて官報、新聞に掲載して行う。

### (施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

#### 附 則

- 1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	豊 田 守	理事	村 田 純 一
理事	金 田 紘 治	理事	廣 木 浩 二
理事	鈴 木 昭 盛	理事	鈴 木 敬 三
理事	千 葉 弘 之	理事	村 山 潤 一
理事	緑 川 清 孝	理事	飯 塚 弘 毅
理事	田 中 経 夫		
監事	大 越 ミチ子	監事	大 部 満 穂

- 2 この定款は、平成18年10月 1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この定款は、平成21年 1月28日から施行する。

ただし、第13条1項は、平成21年 4月 1日から適用する。

#### 附 則

- 1 この定款は、平成23年10月 1日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成26年 9月 1日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成27年 2月 1日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成31年 5月 1日から施行する。